別紙

**「訪問リハビリテーション事業所の出張所の取扱いについて」**

**１　指定基準**

訪問リハビリテーション事業所は、原則としてサービス提供の拠点ごとに指定されているが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所の出張所とできる取り扱いとする。

なお、みなし指定（※）の訪問リハビリテーション事業所においても、出張所を設置でき、本取扱いを適用することとする。

（※）健康保険法の保険医療機関に指定された病院及び診療所並びに介護保険法による許可を受けた介護老人保健施設及び介護医療院は、介護保険法の指定居宅サービス事業所とみなされ、訪問リハビリテーション事業を行うことができる。

（１）一体的なサービス提供の単位としての出張所の要件

ア　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

（２）人員配置

　　　主たる事業所及びその出張所全体で以下の人員を配置していること。

① 専任の常勤医師が一人以上勤務していること

（※） 本体である介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所における常勤医師が、併設されている訪問リハビリテーション事業所の医師と兼務でも差し支えない。

② 指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置いていること

（３）設備基準

出張所の設備基準

ア　事務室

事業の運営に必要な広さを有する専用のもの

イ　訪問リハビリテーション事業の提供に必要な設備及び備品

　　・手指洗浄の場所、手指消毒備品等

　　　　・個人情報に関する文書等を管理するための鍵付書庫等

（４）設置場所

東京都内（八王子市内を除く。）

（５）出張所を設置する場合の留意点

ア　本体事業所の管理業務にあたる者が、定期的に出張所を訪問し、（１）から（４）の要件を満たすよう管理を徹底すること

イ　本体事業所の管理業務にあたる者が、出張所従業者と「訪問リハビリテーション計画」の内容について情報を共有し、必要があれば見直しをするなど適切な対応をすること

ウ　本体事業所の管理業務にあたる者が、出張所従業者からサービス実施状況を報告させ把握するとともに、適切な指導をすること

**２　設置の届出及び必要書類**

出張所設置後１０日以内に変更届出及び加算に関する届出を行うこと。

（１）変更届出書（様式第一号（五））に次の書式を添付すること。

ア （付表第一号（四））訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項

イ　図面及び写真

ウ　運営規程（出張所の住所等が記載されたもの。）

エ　個人情報の管理及び衛生材料等の保管状況届出（任意の書式）

オ　出張所設置の理由書（任意の書式）

カ　出張所設置に係る誓約書（別紙様式）

（※）法人により定款及登記の変更が必要な場合があります。（出張所設置Ｑ＆Ａもご参照ください。）

（２）加算に関する届出

（別紙２）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

（別紙１－１－２）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）【居宅サービス】

（別紙１－２－２）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）【介護予防サービス】

○　変更届・加算届の掲載先

【介護老人保健施設・介護医療院での訪問リハビリテーションにおいて令和６年５月までに指定を受けている場合】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houriha.html>

東京都福祉局 ＞高齢者 ＞介護保険 ＞東京都介護サービス情報 ＞指定後の届出・手続き・通知等 ＞５　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【上記以外の訪問リハビリテーション】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html>

東京都福祉局 ＞高齢者 ＞介護保険 ＞東京都介護サービス情報 ＞指定後の届出・手続き・通知等 ＞１３ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

**３　加算及び加算時期**

特別地域加算は、新規届出項目に当たるため、算定開始日は、届出日が１５日までの場合は翌月１日からとし、１６日以降月末までの場合は翌々月１日からとする。

**４　本通知に関する問合せ先**

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

電話（直通）０３－５３２０－４２７４

**５　変更届・介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）提出先**

〒１６３－０７１８　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号新宿第一生命ビルディング１８階

公益財団法人　東京都福祉保健財団　事業者支援部介護事業者指定室

　　電話　０３－３３４４－８５１７